

上市町義務教育学校整備事業

要求水準書 【新旧対照表】（令和8年9月）

No.	頁	章	節	1.	(1)	ア	項目等	変更前	変更後	備考
1	6	第1章	第5節	4.			付帯施設（付帯事業）について	事業者は、本施設の整備・運営に係る事業の実施に資する事業で、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、事業予定地の有効活用により、地域コミュニティの活性化、地域経済への貢献、防災機能、又は効率的な行政運営等に資する付帯施設を独立採算にて整備・運営することができる。 また、事業者は、義務教育学校の開校後、各小学校の跡地を活用した事業について、提案することができる。この場合、既存校舎の活用も可能とし、事業者は、独立採算にて整備・運営を行うものとする。 （中略） なお、余剰地を活用する場合は、事業用定期借地権設定契約を締結する。	事業者は、本施設の整備・運営に係る事業の実施に資する事業で、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、事業予定地の有効活用により、地域コミュニティの活性化、地域経済への貢献、防災機能、又は効率的な行政運営等に資する付帯施設を独立採算にて整備・運営することができる。 また、事業者は、義務教育学校の開校後、各小学校の跡地を活用した事業について、提案することができる。この場合、既存校舎の活用も可能とし、事業者は、独立採算にて整備・運営を行うものとする。 （中略） なお、余剰地を活用する場合は、 <u>原則として</u> 、事業用定期借地権設定契約を締結する。	要求事項の見直し
2	13	第1章	第8節	2.		ア	敷地範囲・面積	ア 敷地範囲・面積：「 <u>閲覧資料1 事業予定地測量図</u> 」	ア 敷地範囲・面積：「 <u>閲覧資料1 事業予定地現況図</u> 」	
3	15	第2章	第1節	1.			設計業務 1.業務の対象範囲	設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、 <u>本要求水準書</u> 、 <u>入札時の提案書類</u> 、 <u>事業契約書</u> 、 <u>本書</u> に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。	設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、 <u>本要求水準書</u> 、 <u>入札時の提案書類</u> 、 <u>事業契約書</u> 、 <u>本書</u> に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
4	15	第2章	第1節	1.		イ	設計業務 1.業務の対象範囲	イ 事業者は、 <u>定期的に業務の進捗状況を報告すること</u> 。	イ 事業者は、 <u>業務の進捗状況に応じ、本町に対して定期的に報告を行うこと</u> 。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
5	15	第2章	第1節	1.		ウ	設計業務 1.業務の対象範囲	ウ 事業者は、 <u>事業契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査を行うこと</u> 。	ウ 事業者は、 <u>事業契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査を行うこと</u> 。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
6	15	第2章	第1節	1.		エ	設計業務 1.業務の対象範囲	エ 事業者は、 <u>業務に必要な現況測量、地盤調査等を事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする</u> 。	エ 事業者は、 <u>業務に必要な現況測量、地盤調査、樹木調査、アスベスト調査等を必要に応じて事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を実施するものとする</u> 。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
7	15	第2章	第1節	1.		オ	設計業務 1.業務の対象範囲	オ 事業者は、「 <u>公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）令和7年版</u> 」（国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）や日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、 <u>業務を遂行するものとする</u> 。	オ 事業者は、「 <u>公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省）（各最新版）</u> を準拠し、その他については、「 <u>公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）（各最新版）</u> や日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、 <u>業務を実施するものとする</u> 。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
8	15	第2章	第1節	1.		カ	設計業務 1.業務の対象範囲	カ 事業者は、 <u>各種申請等に係る関係機関との協議内容を本町に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを町に提出すること</u> 。	カ 事業者は、 <u>各種申請等に係る関係機関との協議内容を本町に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを町に提出すること</u> 。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
9	15	第2章	第1節	1.		キ	設計業務 1.業務の対象範囲	キ 必要となる関係官庁への許認可申請、協議、報告、届出、その必要図書の作成および手続き（建築基準法第5条の6に規定される工事監理者を含む。）等は、事業者の経費負担により実施する。	キ 必要となる関係官庁への許認可申請、協議、報告、届出、その必要図書の作成および手続き（建築基準法第5条の6に規定される工事監理者を含む。）等は、事業者の経費負担により実施するものとする。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
10	15	第2章	第1節	1.		ク	設計業務 1.業務の対象範囲	ク 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本町の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。	ク 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法については、本町の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
11	15	第2章	第1節	1.		ケ	設計業務 1.業務の対象範囲	キ 本町が町民や議会等に向けて設計内容に関する説明を行う場合は、本町要請に応じて <u>説明用資料</u> を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。 ク 事業者は、 <u>町が補助金等を申請するために必要な支援を行うこと</u> 。	ケ 本町が町議会や町民等（ <u>近隣住民並びに本施設職員、保護者及び生徒を含む。</u> ）に向けて設計内容に関する説明を行う場合や、 <u>国庫補助金の申請等を行う場合等においては、本町の要請に応じて説明用や申請用等の資料を作成し、必要に応じて説明や申請等に関する協力を行うこと</u> 。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
12	15	第2章	第1節	1.		コ	設計業務 1.業務の対象範囲	コ 事業者は、事業スケジュールに遅れが生じないことを前提とし、設計段階又は建設・工事監理段階において教職員や児童生徒、地域住民等とのワークショップを開催し、設計に反映するなど、地域とともにつくる学校づくりに向けた具体的な提案を行い、業務において実施すること。	コ 事業者は、事業スケジュールに遅れが生じないことを前提とし、設計段階又は建設・工事監理段階において教職員や児童生徒、地域住民等とのワークショップを開催し、設計に反映するなど、地域とともにつくる学校づくりに向けた具体的な提案を行い、業務において実施すること。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
13	15	第2章	第1節	1.		サ	設計業務 1.業務の対象範囲	サ 本町が <u>会計実地検査</u> を受検するにあたり、 <u>町担当者が指示するその根拠資料の作成など、本町の支援を行うこと</u> 。	サ 本町が <u>会計実地検査</u> を受検するにあたり、 <u>町担当者が指示するその根拠資料の作成など、本町の支援を行うこと</u> 。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正

No.	頁	章	節	1.	(1)	ア	項目等	変更前	変更後	備考
14	15	第2章	第1節	2.			設計業務 2.業務期間	設計業務の期間は、 <u>本施設の運営開始日を基に</u> 事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計業務期間を設定すること。	設計業務の期間は、 <u>それぞれの引渡し予定日をもとに</u> 事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。 <u>ただし、実施設計業務の着手は令和10年4月以降とする。</u> 事業者は、関係機関と十分協議し、 <u>本町及び本施設職員との協議に係る期間も考慮した上で</u> 、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に実施できるよう設計業務期間を設定すること。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
15	16	第2章	第1節	4.			設計業務 4.設計計画書及び設計業務完了届の提出	事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本町に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。	事業者は、設計着手前に詳細工程表、 <u>業務体制図</u> を含む設計計画書を作成し、本町に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。	第2章第3節 3. との重複を統合し、修正
16	22	第2章	第3節	1.	(1)	オ	外構計画	(c) 植栽計画は関係条例に適合することを前提とするが、新規に計画する樹木は極力高木を避け、管理しやすい樹種を選定すること。また、 <u>「添付資料6 移植対象樹木、遺跡、地中障害想定範囲図」</u> に基づき、うるおいのある屋外空間を計画するとともに、樹木の成長を十分考慮し、成長後の根や枝葉等が外構や建物に影響がないように配置を計画すること。	(c) 植栽計画は関係条例に適合することを前提とするが、新規に計画する樹木は極力高木を避け、管理しやすい樹種を選定すること。また、 <u>「添付資料6 移植対象樹木、遺跡、地中障害想定範囲図」</u> に基づき、うるおいのある屋外空間を計画するとともに、樹木の成長を十分考慮し、成長後の根や枝葉等が外構や建物に影響がないように配置を計画すること。	
17	36	第2章	第3節	1.	(5)	イ	災害時対応	(g) 災害等の非常時に使用する特設公衆電話設備を設置すること。設置については、総務課行政・防災班及び電話回線事業者を協議・調整し行うこと。（以下略）	(g) 災害等の非常時に使用する特設公衆電話設備を設置すること。設置については、総務課行政・防災班及び電話回線事業者と協議・調整し行うこと。（以下略）	
18	36	第2章	第3節	1.	(5)	ウ	保安警備	(c) 電気錠の設置位置は、出退管理する出入口とし、前項の警戒エリア毎に1つ以上設けること（職員・来客玄関、こども図書館職員玄関は必須）。また、停電時は手動で開錠が可能な仕様とする。 <u>なお、町が別途設置を予定しているセキュリティシステムとの調整を行い、必要な空配管を整備するなどの対応を行うこと。</u>	(c) 電気錠の設置位置は、出退管理する出入口とし、前項の警戒エリア毎に1つ以上設けること（職員・来客玄関、こども図書館職員玄関は必須）。また、停電時は手動で開錠が可能な仕様とする <u>こと。</u>	要求事項の見直し
19	54	第2章	第3節	3.	(1)		設計業務実施に係る 要求水準 (1)業務の対象範囲	設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、 <u>（f）事業者は、各種申請等に係る関係機関との協議内容本要求水準書、入札時の提案書類及び事業契約書に基づき、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。</u> <u>（a）事業者は、設計業務の内容について町と協議し、業務の目的を達成すること。</u> <u>（b）事業者は、業務の進捗状況に応じ、町に対して定期的に報告を行うこと。</u> <u>（c）事業者は、事業契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査を行うこと。</u> <u>（d）事業者は、業務に必要なとなる現況測量、地盤調査、樹木調査、アスベスト調査等を必要に応じて事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を実施するものとする。</u> <u>（e）事業者は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省）（各最新版）を準拠し、その他については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）（各最新版）や日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を実施するものとする。</u>	<u>（f）事業者は、各種申請等に係る関係機関との協議内容の書類の写しを町に提出すること。</u> <u>（g）図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法については、町の指示を受けること。</u> <u>また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。</u> <u>（h）町が町議会や町民等（近隣住民並びに本施設職員、保護者及び生徒を含む。）に向けて設計内容に関する説明を行う場合や、国庫補助金の申請等を行う場合等においては、町の要請に応じて説明用や申請用等の資料を作成し、必要に応じて説明や申請等に関する協力を行うこと。</u> <u>（i）町が会計実施検査を受検するにあたり、町担当者が指示するその根拠資料の作成など、町の支援を行うこと。</u> <u>（削除）</u>	第2章第1節との重複を削除
20	54	第2章	第3節	3.	(2)		設計業務実施に係る 要求水準 (2)業務期間	設計業務の期間は、 <u>本施設のそれぞれの引渡し予定日をもとに</u> 事業者が計画することとし、具体的な設計期間については、 <u>事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。</u> 事業者は、関係機関と十分協議し、町及び本施設職員との協議に係る期間も考慮した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に実施できるよう設計業務期間を設定すること。	<u>（削除）</u>	第2章第1節との重複を削除
21	54	第2章	第3節	3.	(3)		設計業務実施に係る 要求水準 (3)設計体制と主任技術者の配置・進捗管理	事業者は、設計業務の主任技術者を配置し、組織体制を整備して設計着手前に次の書類を提出すること。また、 <u>設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。</u> <u>（a）設計業務着手届</u> <u>（b）主任技術者届（設計経歴書を添付すること。）</u> <u>（c）担当技術者・協力技術者届</u>	<u>（削除）</u>	第2章第1節との重複を削除
22	54	第2章	第3節	3.	(4)		設計業務実施に係る 要求水準 (4)設計計画書及び設計業務完了届の提出	事業者は、設計着手前に詳細工程表、業務体制図を含む設計計画書を作成し、町に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。	<u>（削除、以下(5)～(8)を(1)～(4)へ繰り上げ）</u>	第2章第1節との重複を削除

No.	頁	章	節	1.	(1)	ア	項目等	変更前	変更後	備考
23	62	第3章		4.		ア	自主完成検査及び完成検査	自主完成検査及び完成検査は、次の「 <u>ア</u> 事業者による自主完成検査」及び「 <u>イ</u> 町の完成検査」の規定に基づき実施すること。また、事業者は、町による完成検査後に、「 <u>ウ</u> 完成図書提出」に基づき必要な書類を町に提出すること。	自主完成検査及び完成検査は、次の「 <u>ア</u> 事業者による自主完成検査」及び「 <u>イ</u> 町の完成検査」の規定に基づき実施すること。また、事業者は、町による完成検査後に、「 <u>ウ</u> 完成図書提出」に基づき必要な書類を町に提出すること。	
24	63	第3章		4.		ア	自主完成検査及び完成検査	(イ) 会計実施検査根拠資料の作成支援 会計実施検査を受検するにあたり、町担当者が指示するその根拠資料の作成など、町の支援を行うこと。	(イ) 会計実施検査根拠資料の作成支援 会計実施検査を受検するにあたり、町担当者が指示するその根拠資料の作成など、町の支援を行うこと。	
25	73	第4章		6.	(2)		(2) 清掃業務	(a) 事業者は、 <u>地域開放エリア・複合機能エリアにおいては、原則として週1回日常清掃を実施すること。また、学校機能エリアにおいては、原則として次のとおり日常清掃を実施すること。</u> 教室、職員室等施設を行うエリア 不要 トイレ 週1回 上記以外のエリア 月1回（土曜日又は日曜日）	(a) 事業者は、原則として次のとおり日常清掃を実施すること。 <u><学校機能エリア></u> 教室、職員室等施設を行うエリア 不要 トイレ 週1回 上記以外のエリア 月1回（土曜日又は日曜日） <u><地域開放エリア・複合機能エリア></u> <u>子ども図書館・メディアスペース 毎日（休館日を除く。）</u> <u>トイレ 毎日（子ども図書館の休館日を除く。）</u> <u>上記以外のエリア 週1回</u>	要求事項の見直し
26	80	第5章		1.	(8)	ウ	業務担当者 (イ) 給食調理業務	(f) 事業者は、食物アレルギー対応食責任者として、食物アレルギー対応食業務に通算3年以上従事した経験を有する者を、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置すること。なお、業務責任者又は業務副責任者との兼務を認めるものとする。	(f) 事業者は、食物アレルギー対応食責任者として、食物アレルギー対応食業務に通算3年以上従事した経験を有する者を、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置すること。なお、業務責任者又は業務副責任者との兼務を認めるものとする。	
27	84	第5章		2.	(4)	イ	調理作業	(f) 学校からの連絡に基づき、アレルギー対応食を実施すること。なお、実施にあたっては、「 <u>学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）</u> 、 <u>学校におけるアレルギー対応マニュアル（上市町）</u> 」を参照し、学校と十分に連携を図ること。	(f) 学校からの連絡に基づき、アレルギー対応食を実施すること。なお、実施にあたっては、「 <u>学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）</u> 、 <u>学校におけるアレルギー対応マニュアル（上市町）</u> 」を参照し、学校と十分に連携を図ること。	